

## 行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 殿

内閣府政策統括官  
(経済社会システム担当)  
林 幸宏

令和6年4月17日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

### 記

#### 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案関係資料(令和6年3月15日閣議決定)に係る内閣法制局の審査事務(内閣法制局設置法第3条第1号)に関連して作成された行政文書のうち(省庁により名称は異なるが、概ね、内閣法制局説明資料・逐条説明などと呼称される)、法案の条文または論点に対応する形で解説または説明が記載されている、内閣法制局に提出された最終版の行政文書

#### 2 開示する行政文書の名称

- ①地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 御説明資料《総論》 令和6年2月内閣府地方分権改革推進室
- ②地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 御説明資料《各論》 令和6年2月内閣府地方分権改革推進室

#### 3 不開示とした部分及びその理由

上記②のうち、母子保健法(昭和40年法律第141号)の一部改正における、健康診査等の対象者に係る情報の収集に関する事務等の支払基金等への委託等に関する概要図及び政府内において検討中の施行期日が記載された部分については、国の機関の内部における未公表かつ検討過程の事項であるところ、これを公にすることにより、関係者との率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、その結果、国の機関が行う法制事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第5号及び第6号柱書に該当するため不開示とする。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

#### 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 \*同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法等により、開示の実施を受けられます。なお、開示請求において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(※)
電磁的記録を開示する場合	用紙に出力したものの閲覧	100枚までにつき 200円	400円	100円
電磁的記録 2ファイル	用紙に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円	1730円	1430円
用紙に出力した場合 合計173枚 (うちカラー3枚)	用紙に白黒又はカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 白黒 10円 カラー 20円	1760円	1460円
	CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき 100円に1ファイルごとに210円を加えた額	520円	220円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時・場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択して下さい。

日時：令和6年5月20日(月)から令和6年7月17日(水)まで(土・日曜・祝祭日を除く。)の10:00から17:00まで(昼休み12:00~13:00を除く。)

場所：内閣府地方分権改革推進室執務室内  
東京都千代田区霞が関3-1-1(合同庁舎4号館8階)

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日以内に発送予定

郵送料(見込み額)

写しの送付の場合：通常郵便物(定形外) 1kgまで 580円

CD-Rの送付の場合：通常郵便物(定形外) 100gまで 140円

#### 5 担当課等

内閣府地方分権改革推進室 TEL: 03-5253-2111(内線46484)